

施設機能保全計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は平潟地区漁業集落排水処理施設を対象に、劣化の進行による施設性能の低下に伴い発生するリスクを評価し、明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定してライフサイクルコストの低減を図り、施設管理を効率的に実施するための点検・調査計画及び機能保全計画の策定を目的とする。

2 事業概要

(1) 事業の名称

8 国交漁集排委第 1 号 施設機能保全計画策定業務委託

(2) 事業の内容

施設機能保全計画策定業務委託 仕様書（以下「仕様書」という。）のとお

(3) 事業期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 1 5 日まで

(4) 事業費の上限

1 2, 0 3 4, 0 0 0 円（税込）

3 応募資格要件等

(1) 事業者の構成等

事業者の構成等については、次のとおりとする。

- ①事業者は、単体事業者（以下「応募事業者」という。）又は複数の事業者により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- ②応募グループは、その構成事業者から代表事業者 1 者を定めるものとする。
- ③応募事業者又は応募グループの構成事業者は他のグループの構成員になることはできない。
- ④応募グループで申込む場合には、参加表明書及び提案書提出時に代表事業者名を明記し、必ず代表事業者が応募手続きを行うこと。

(2) 参加資格要件

応募事業者、応募グループの構成員となる者は、以下の①～⑥に示す要

件を全て満たしていることとする。

- ①法人格を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④公租公課に未納がないこと。
- ⑤北茨城市暴力団排除条例（平成24年北茨城市条例第3号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- ⑥応募事業者又は応募グループの構成員のいずれかが、北茨城市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること。

4 日程

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ・実施要領の公表 | 令和8年7月24日（金）
※市ホームページに掲載 |
| ・質問事項の締切 | 令和8年7月31日（金） |
| ・質問への回答 | 令和8年8月5日（水）
※市ホームページに掲載 |
| ・参加表明書等の提出 | 令和8年8月14日（金） |
| ・プレゼンテーション | 令和8年8月下旬 |
| ・審査結果の通知 | 令和8年9月上旬 |
| ・契約の締結 | 令和8年9月中旬 |

※質疑等がある場合は、実施要領等に関する質問書（様式第6号）で、令和8年7月31日（金）17時までに電子メールにて提出すること。

※質問書を送付した場合は到着確認のため、令和8年7月31日（金）17時までに電話にて確認すること。（土・日曜日、祝日を除く9時から17時まで）

5 応募方法

（1）提出書類の種類

以下のNo.1～7を各様式や任意形態での提出を行うこと。また併せて、各書類の電子データをまとめた電子媒体（CD-R）を1部提出すること。

提出書類	留意事項	様式	部数
No. 1			
参加表明書	正本 1 部のみ提案者の代表者印を押印する。 ※グループで申込みをする場合は、「(様式第 5 号) 応募グループの構成事業者の概要」を併せて提出すること。	様式 1 (様式 5)	1 部
No. 2			
会社概要	パンフレット等や会社概要がわかるもの。 会社名、本社・支店所在地、代表者名、設立年月日、資本金、売上高（過去 3 年以内のもの）、従業員数、規模、組織図、関連会社、等の内容が確認できること。	任意	1 部
No. 3			
運営体制	本事業実施にあたっての全体の実施体制、担当、協力体制（外部）が分かるもの	任意	1 部
No. 4			
企画提案書	A 4 用紙（片面印刷）に最大 2 5 ページまでに下記の内容を記載すること。 （様式の項目に対しての提案、その他自由記載、文字サイズは 1 1 pt 以上、図表を効果的に使用すること） ・「仕様書」の各項目に記載の業務内容に対する基本的な取組内容や考え方 ・本事業実施にあたっての強み ・事業実施スケジュール ・本事業を効果的に推進するための提案	任意	1 部
No. 5			
統括責任者及び担当者の業務実績	「専門分野」欄には、本業務に関する分野における専門分野を記入すること。 「業務内容」欄には、過去に参画した	様式 2 (人数分提出)	1 部

	業務内容と担当した分野を記入すること。		
No. 6			
価格提案書	直接人件費、直接経費、間接経費の項目別に記載すること。	様式 3	1 部
No. 7			
参加資格に関する 申立書	正本 1 部のみ提案者の代表者印を押印する。	様式 4	1 部

(2) 提出期限

令和 8 年 8 月 1 4 日（金） 1 7 時必着

※持参の場合は 9 時から 1 7 時まで（土曜日・日曜日・祝日は除く）

(3) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は到着したことを確認できる方法を推奨する。不着の場合、市は責任を負わないものとする。

(4) 提出書類の取扱い

事業者から提出された提案書の著作権は事業者に帰属する。ただし、市は、公表及び展示その他本事業に関し、市が必要と認める用途に用いる場合、選定事業者として決定された事業者の提案書の一部又は全部を無償で使用するができる。

なお、事業者から提出された書類は返却しない。

6 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し審査する。提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションを行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。ただし、全体配点の 6 0 % 未満の場合は総合評価で最高得点を得た提案者であっても優先交渉権者とししない。点数が同じ場合は、審査委員会で再度審査を行い一本化した審査結果を確定する。

参加応募者が 1 者のみの場合、プレゼンテーション審査は行わず、書面のみによる審査を行う場合がある。また、参加応募者が 5 者以上の場合、事務局にて事前審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを行う応募

者を5者選定する。

プレゼンテーションの日程等は以下の通り。

①日程：令和8年8月下旬 場所：北茨城市役所会議室（予定）

※時間・場所の詳細は提案者に別途連絡

②提案時間は40分とする。

（プレゼンテーション20分、質疑・応答20分程度）

③プレゼンテーションは、本事業に関わる担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3名以内とする。

（2）審査項目

審査項目	配点	審査の視点
1 業務体制に対する評価		
業務体制	10点	本業務を円滑に実施できる運営体制であるか。
2 提案内容に対する評価		
提案内容	15点	業務実施時期が明確であり、実現可能な工程となっているか。
	10点	提案内容に具体性があり、かつ妥当であるか。
	10点	最新技術の活用等、本業務の実施に有効な追加提案があるか。
	10点	類似する業務の実績があり、専門的な知識やノウハウを有しているか。
小計	55点（委員一人あたり）×5人＝275点	

審査項目	配点	審査の視点
2 客観的評価（25点）		
見積金額	25点	・25点×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）
合 計	300点	

7 提案書の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「3 応募資格要件等」で規定する項目に抵触する場合
- (2) 提出書類に評価に関わる虚偽の記載を行った場合
- (3) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (4) プレゼンテーション審査に遅刻・欠席した場合
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (6) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (7) 特許や事業モデルなど、事業実施にあたり権利関係に問題があった場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格と認めた場合

8 留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募に要する経費等は、応募者の負担とする。
- (2) 提案書類は返却しない。
- (3) 応募者の申出による提出期限以降の提案書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 審査の内容等についての質問は受け付けない。
- (5) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで文書で通知すること。

9 提出先・問い合わせ先

北茨城市上下水道部施設課下水道係

所 在：〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630

電 話：0293-43-1111（代表） 内線 265

FAX：0293-42-6664

E-mail：shisetsu@city.kitaibaraki.lg.jp